



八 監 第 4 7 号
令 和 2 年 5 月 1 日

八千代市監査委員 江 頭 博 彦

八千代市監査委員 大 谷 益 世

八千代市監査委員 江 野 澤 隆 之

平成30年度監査（安全環境部）の結果に基づき又は当該
監査の結果を参考として講じた措置の公表について

令和元年5月7日付け八監第56号により提出した平成30年度監査（安全環境部）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第199条第14項の規定により八千代市長から通知がありましたので、当該通知に係る事項について次のとおり公表します。

対象機関	区 分	所見及び措置内容
清掃センター	要望事項	<p>1 清掃センターの維持管理について</p> <p>【所見】</p> <p>清掃センター焼却施設について、現在、基幹的設備等の改良工事を行っているが、おおむね 15 年後には改めて施設の改修・更新が必要であり、実施に当たっては多くの事業費を要するものと考えられる。</p> <p>このため、施設の耐用年数、需要に見合った施設規模、民間活力の導入や他団体との連携等を総合的に勘案し、今後の施設の在り方と効率的な運営方法を構築されるよう検討されたい。</p> <p>(平成 27 年度、28 年度及び 29 年度監査 要望事項)</p> <p>上記の平成 27 年度、28 年度及び 29 年度の監査における要望事項を踏まえ、引き続き今後の施設の在り方と効率的な運営方法の構築について検討されたい。</p> <p>【措置内容】</p> <p>焼却処理施設をはじめ、本市の一般廃棄物処理施設につきましては、長期的な展望のもと最適な一般廃棄物処理システムの構築を図ることを目的に、平成 31 年 3 月に『一般廃棄物処理施設整備基本構想』を策定し、当該基本構想に基づき『一般廃棄物処理施設整備に関する方針』を令和元年度末に決定する予定としております。</p> <p>焼却処理施設の整備方針といたしましては、設備改良による延命化を図ってきたものの、老朽化が進行している現況から、新施設整備または基幹的設備改良における環境負荷や事業費等の比較検討を行い、それらを総合的に勘案した結果、次期整備手法を基幹的設備改良とすることとしております。</p> <p>今後、この方針に沿って計画的に事業を推進して参りますが、施設整備にあたっては事業費の削減につながる事業手法の採用だけでなく、ごみの量及び質の変化や新たな技術革新に伴う処理方法の構築への対応のほか、施設の効率的な運営及び維持管理によるライフサイクルコストの低減策等を検討して参りたいと考えております。</p>